

随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号により随意契約 をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 防災ヘリを活用した消防防災業務を行う運航にあたっては、災害等が発生した場合、防災ヘリを安全に運航できる体制として、下記の【条件】を満たすことが必要であるが、県では防災ヘリ「若鮎Ⅰ」の運航に関してこれらを有していない。 このため、「若鮎Ⅰ」の安全運航を実施するのに必要な運航・整備業務について、業務委託を行う必要がある。 【条件】 ①運航に必要なBK117の操縦資格を有し、防災ヘリコプターの運航目的が遂行できる技量がある操縦士の確保。 ②整備に必要なBK117の整備資格を有している整備士の確保。 ③運航に必要な防災ヘリ離発着・保管に必要な離発着場所、格納庫、防災ヘリ業務を行うための事務所、活動資機材倉庫を効率的、迅速に災害出動が実施できるよう、岐阜県防災航空隊の活動拠点である防災航空センター第1事務所（各務原市那加官有地無番地）近接地での確保。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 「若鮎Ⅰ」の運航に必要な操縦士、整備士を確保し、岐阜県防災航空隊の活動拠点である防災航空センター第1事務所に近接した場所で離発着場所・格納庫・事務所等、運航に必要な全ての施設を確保できる事業者は、セントラルヘリコプターサービス(株)のみである。 また、点検整備についても「若鮎Ⅰ」の状態を日頃から把握している者でないと、緊急時に迅速かつ適切な対応ができないことから、日頃より、「若鮎Ⅰ」の状態を把握しているセントラルヘリコプターサービス(株)が契約相手方となり得る唯一の事業者である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。